雲南市農業農村整備工事における週休２日工事要領

（趣旨）

第１条　建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安

定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な

課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境

改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休２日に取り組む工事

（以下、週休２日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第２条　「週休２日工事」における「週単位の週休２日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休２日）をいう。ただし、受注者の責によらず１週間に２日以上の現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

２　「週休２日工事」における「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休２日）をいう。

３　「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期

末の２０日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

４　「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む１週間をいう。１週間は月曜日から日曜

　日までとする。

　　　①工期の始期日から工事着手日までの期間



　　　　※「工期の始期日」とは契約上の着手日である。

　　　②工期末の２０日前までの期間　　　　

　　　③年末年始６日、夏季休暇３日の期間



　　　④工場製作のみの期間



　　　　※週をまたいで非対象期間となる場合の例

⑤工事全体を一時中止している期間

　　　⑥発注者が週休２日の対象外とする期間

５　「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理

上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態を

いう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場

閉所とはならない。

（対象工事）

第３条　雲南市が発注する農業農村整備工事を対象とする。

（発注方式）

第４条　「週休２日工事」の発注方式は、発注時点で「週休２日工事」を実施することを

発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第３項の対象となる工事は

除く。

２　「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して「週休２日工事」の実施に取り組むことを指定す

る発注方式である。

３　「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休２日工事」の実施に取り組むか否かを

選択する発注方式である。

対象となる工事は、以下のいずれかとする。

（１）災害復旧工事

（２）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例１）緊急的、時間的制約があるもの

例２）工期に関する特記仕様書「２．当初工期の設定において、制限となる事項の

　　　有無」において、「制限あり」とした工事

（３）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められて

いるもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休２日交替制工事」

を選択することができる。

「週休２日交替制工事」における「週単位の週休２日」とは、対象期間の全ての週にお

いて、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上（以下、交替制週単位の週

休２日）の休日を確保する工事のことをいう。

「週休２日交代制工事」における「月単位の週休２日」とは、対象期間の全ての月にお

いて、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上（以下交替制月単位の週休２日）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者におけ

る、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期

間が著しく短い者を除く。

（実施方法）

第５条　発注者は、設計図書に「雲南市農業農村整備工事における週休２日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休２日工事（発注者指定型）」または「週休２日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

２　受注者は、「工期に関する特記仕様書」に定める「週休２日工事」を確保できる工期を

受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（参考様式）」等により取得計画を施工計画書

に記載し、監督職員へ提出するものとする。

３　受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休２日工

　事」または「週休２日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するもの

とする。

４　受注者は、「週休２日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労

働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

５　その他実施にあたっては「雲南市農業農村整備工事における週休２日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第６条　工事成績評定については、島根県工事成績評定要領による。

(工事費の積算及び設計変更)

第７条　発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙１の現場閉所月単

位の週休２日の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。

なお、週単位の週休２日を達成した場合は、精算時に週単位の週休２日の補正係数に変

更するものとし、月単位の週休２日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとし

て変更するものとする。

２　発注者は、「受注者希望型」においては、週休２日の取り組みに際して、対象期間中の

現場の閉所または休日状況に応じて、別紙１のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じ

て設計変更するものとする。

　なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休２日に係る設計変更を各年

度末に行うものとする。

３　「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場

閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議に

より確認すること。

（実施確認）

第８条　受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資

料（別紙「週休２日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。翌週以降

に振替日を設けたうえで現場閉所週単位の週休２日を達成した場合は、備考欄等に振替

日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないもの

であるかを確認すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場

閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）

の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

（履行証明書）

第９条　発注者は、第５条に定められた実施方法により週休２日に取り組み、月単位の週休

２日以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注

者から「週休２日工事履行証明書」（様式２）が提出された場合、記載内容を確認の上、

週休２日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中ある

いは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

（施行期日）

この要領は、令和５年８月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和６年２月２２日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和６年１０月１日から施工する。

（施行期日）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（施工期日）

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

（適用）

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。

別紙１

（１）現場の閉所または休日状況

①週単位の週休２日

対象期間の全ての週で、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※１

２８．５％（２日/７日）以上の場合。

ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により１週間

に２日以上の現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることがで

きる。

また、１週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の４週８休

対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休

日率※１が２８．５％（８日／２８日）以上の場合。

ただし、週休２日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％

に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている

場合に、月単位４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

※１　技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数／従事日数※２の割合の平均値

をいう。

※２　従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含ま

ない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、

施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事

しない期間が連続して1 ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外

する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定

すること。

（２）補正係数

１）週休２日工事



・市場単価方式による積算にあたっては、別表１に示す補正係数を乗じるものとする。

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

・下段( )書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種

（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路

工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、

海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（１）、その他土木工

事（２）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

２）週休２日交替制工事



・市場単価方式による積算にあたっては、別表１に示す補正係数を乗じるものとする。

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表２に示す補正係数を乗じるものとする。